

お知らせ版

INFORMATION

城里町役場 〒311-4391 東茨城郡城里町石塚1428-25

☎029-288-3111(代) FAX029-288-3113

桂町民センター ☎029-289-2211

七会町民センター ☎0296-88-3111

編集・発行/まちづくり戦略課

5月15日発行 No.254

5月号
令和8年
2026



4/13 みんなでつくろう安心の街

TAIRAYA 城里店

春の地域安全運動(4/17~4/26)に合わせた防犯キャンペーンが実施され、買い物帰りの方などへの防犯対策実施の呼びかけが行われました。

ホタルまつり開催のお知らせ



御前山と那珂川を活性化する会が主催する「ホタルまつり」が開催されます。川面に光るホタルの幽幻な舞を見ることができます。ぜひお越しください。

観賞期間 5月20日(水)~6月10日(水)

※桂川流域で観察できます。

観察会 5月30日(土) 午後5時30分~ ※雨天中止
太鼓の演奏や太鼓体験などが行われます。

集合場所 JAかつら資材センター

※当日は、観賞場所(桂川)までご案内します。

持参物 長袖、長ズボン、長靴

問合せ 御前山と那珂川を活性化する会

※詳細はホームページをご確認ください。

<https://mtg-rn.com>

道路里親団体を募集します



町では、町民の皆さんや企業との協働により、町道の清掃美化活動を推進する「道路里親団体」を募集します。

「道路里親制度」とは、身近な町道で清掃美化活動などを行う団体を里親として認定し、自発的に町道の清掃・除草・植栽の管理などの美化活動に取り組んでいる制度で、町民と行政が協力して、地域にふさわしい道づくりを推進するとともに、道路愛護意識の向上を図ることを目的としています。

町は、道路里親団体が行う活動に対し、活動に必要な消耗品などを支給します。安全で快適な通行を確保するため、町民の皆様の協力をお願いします。

募集対象

地域住民団体または企業およびその従業員で構成する
おおむね3人以上の団体

活動内容

町道でおおむね50メートル以上の区間において、年2回以上(町が主催する清掃活動は除く)、道路の路肩、法面、歩道および植樹帯の清掃並びに除草、保全、美化等に有効な活動。

支援内容

活動に必要な消耗品等の支給
(5万円を限度とする)

申込方法

道路里親認定申込書に必要事項を記入し、添付書類を添えて都市建設課へお申し込みください。

申込先・問合せ

都市建設課 ☎029-288-5396(直通)

人権擁護委員の日(6月1日) 人権相談窓口のご案内



毎年6月1日は「人権擁護委員の日」です。市町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、人権相談に応じて解決のお手伝いをしたり、人権侵犯の被害者を救済したり、人権について関心を持ってもらえるよう、啓発活動を行っています。

各種人権相談窓口

みんなの人権110番 ☎0570-003-110

こどもの人権110番 ☎0120-007-110

インターネット人権相談 <https://www.jinken.go.jp/>

※電話による各種人権相談窓口は、いずれも平日の午前8時30分から午後5時15分まで、インターネット人権相談は24時間受付。

常北公民館ラウンジ展 光画クラブ写真展開催のお知らせ



期間 6月9日(火)~18日(木)

※休館日6月15日(月)を除く

開館時間 午前9時~午後10時(最終日は午後3時まで)

問合せ 常北公民館 ☎029-288-5575

6月1日～7日は“水道週間”です
今年のスローガンは、「たいせつな 水道守ろう 未来へと」



■水道週間とは

国土交通省および環境省ならびに都道府県をはじめ、各市町村の水道事業体などによって行われるさまざまな広報活動などを通して、水道事業に対する利用者の理解と関心を高めてもらう取り組みとして、毎年行われているものです。

■水道に関する手続き

水道使用を開始・中止するときや、所有者・使用者を変更するときは、手続きが必要です。

申請窓口 城里町上下水道お客様センター
(城里町役場 本庁舎1階)

固定電話から ☎0120-463-108

携帯電話から ☎029-255-7501

受付時間 平日：午前8時30分～午後5時15分

※平日時間外開庁(水曜日)：午後5時15分～7時

※いずれも祝日、年末年始を除く。

また、所有者・使用者の名義変更は、窓口での手続きが必要です(電話による手続きは不可)。

■水道メータの検針について

水道メータの検針は、委託会社の従業員が制服を着用のうえ、上下水道課が発行した証明書を携帯して行います。検針をスムーズに行うため、次のことについてご協力をお願いします。

○メータボックスの上に物を置かない。

○メータボックスの中は、きれいにしておく。

○飼いや犬は、出入口やメータボックスから離して繋いでおく。

※検針の日程について定例の期間内に検針を行っていますが、天候不良など様々な事情により日にちが前後することがありますので、ご理解をお願いします。

■水道に関する広報の取組について


水道について知っていただく機会をつくるため、様々な広報活動を行っています。

城里町水道サポーター

令和7年8月に始動、公募により集まった参加者で、5回の活動を行いました。城里町上下水道お客様センターを運営する大崎データテック株式会社の主催で、浄水場見学や有識者講演、ワークショップ形式での意見交換などを行い、城里町の将来の水道のあり方について考えました。城里町上下水道課(水道事業)のホームページにて活動の様子を掲載していますので、ぜひご覧ください。

国土交通省事業への協力

横浜ウォーター株式会社の主催する「水道事業の啓発に向けた調査検討等及びセミナー企画運営業務」に、令和6年度は茨城キリスト教大学、令和7年度は文化デザイナー学院と共に協力しました。令和6年度の取り組みは、国土交通省HPにて公開されている冊子「いま知りたい水道ー水のミライを考えるー」にも掲載されています。

 https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/stf-seisakunitsuite_bunya_0000087512_00010.html

■水道料金の支払い

現金納付…次の窓口で支払いが可能です。

城里町上下水道お客様センター、上下水道課、会計課、桂町民センター、七会町民センター、納付書の裏面に記載された取扱金融機関およびコンビニエンスストア

口座振替…ご指定の金融機関の預金口座から自動的に水道料金を支払うことができます。

口座振替取扱金融機関

常陽銀行／筑波銀行／水戸農業協同組合／常陸農業協同組合／ゆうちょ銀行／中央労働金庫／水戸信用金庫

手続きは、上記の金融機関の窓口でご確認のうえお申し込みください。

スマホ決済…次の決済アプリで支払いが可能です。

PayPay、FamiPay

※バーコードは納付書に印字されています。

※領収書は発行されません。領収書が必要な場合はコンビニエンスストアや金融機関でお支払いください。

■水道に関する工事の申し込みについて

敷地内の工事により漏水が発生する事例が増えています。給水管の移設、修理などが必要な時は町指定の給水装置工事業者へ申し込んでください。

※町指定給水装置工事業者の一覧表は、上下水道課窓口または町のホームページにて確認することができます。

水道カフェ

水道に関する展示、地元生産者によるプチマルシェ、コミュニティカフェの複合イベントで、令和6年度、令和7年度に各1回ずつ開催しました。

利き水体験、大学生や専門学校生による展示案内、水道クイズなど楽しみながら水道を知ることのできる企画を実施しました。令和6年度の様子は動画でも公開しています。



<水道カフェの様子はこちら>

しろさと水だより

広報しろさとにて、令和7年度6月号から8月号まで連載した水道の特集記事です。城里町水道事業の現状や、これから進んでいく広域連携についてお知らせしました。ぜひバックナンバーをチェックしてみてください。

問合せ 上下水道課 ☎029-288-3114

※各種情報を町ホームページに掲載しています。

また、水道に関する意見・要望・提案などがありましたら、ご連絡ください。

コミュニティセンター城里 図書室
臨時休室のお知らせ
6月5日(金)

システム点検などのため休室します。休室日における資料返却はコミュニティセンター城里1階事務室、または桂図書館へお願いします。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくをお願いします。
問合せ コミュニティセンター城里
☎029-288-6100

<お詫びと訂正>

4月15日(水)発行の「広報しろさとお知らせ版4月号」において、以下のとおり誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

■5頁「上下水道課からのお知らせ 公共下水道切替えについて」のうち申込先・問合せの電話番号
(誤) 029-288-6699 → (正) 029-288-3111(内線272)

町営住宅の入居者を募集します
- 子育て世帯向けに大規模リフォームをしました -



町営住宅を大規模リフォームし、子育て世帯の皆さまが快適に過ごしやすい空間に改修しました。入居をご希望の方は、都市建設課までお問い合わせください。

○リフォームのポイント ※写真は池の内団地のものです。



△約13帖の広々としたLDK



△ユニットバスの浴室



△断熱サッシ(ペアガラス化)
※室内すべての窓に適用

○募集対象住宅 ※家賃は世帯の所得や家族構成の状況に応じて異なります。

住宅名	間取り	住宅規模	家賃(※)
池の内団地 A棟206号室	2LDK	65.90m ²	家族4人で年収450万円⇒32,300円
那珂西団地 A棟206号室			家族4人で年収400万円⇒25,100円
那珂西団地 C棟204号室			家族3人で年収400万円⇒32,300円

募集期間 4月13日(月)～7月31日(金)

申込方法 町営住宅入居仮申込書に添付書類を添えて、都市建設課までご提出ください。その後、書類審査により入居者を決定します。詳細につきましては、都市建設課までお問い合わせください。

○那珂西団地内覧会を開催します

日時 5月30日(土) 事前予約制 6月14日(日) 事前予約制

申込方法 都市建設課まで電話でお問い合わせのうえお申込みください。

申込期限 6月12日(金)正午 ※申し込みは先着順となります。

問合せ 都市建設課 ☎029-288-3111(内線279)

入札結果(4月分)

価格は全て税抜き、最低制限価格は一般競争入札のみに設定するものです。詳しくは城里町ホームページ内「入札・契約情報」をご覧ください。

工事名等	場所	落札者	予定価格	落札価格
			最低制限価格	
令和7年度 城里町消防団第3分団 器具置場建築工事実施設計業務	増井地内	(株)柴建築設計事務所	1,740,000円	1,650,000円
			—	
令和7年度 城里町常北公民館 屋内消火栓設備改修工事	下青山地内	城北システム・サービス(株)	6,710,000円	6,610,000円
			—	

問合せ 財務課 ☎029-288-3111(内線235) <https://www.town.shirosato.lg.jp/page/dir000036.html>

国民年金だより ⑳

ご存じですか？ 国民年金の任意加入制度について

老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。納め忘れなどにより保険料の納付済期間が40年に満たない場合は、60歳から国民年金保険料を納めることで、老齢基礎年金を増やすことができる「任意加入制度」があります。

加入条件 次の①～④のすべてに該当する方

- ①国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方
- ②老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
- ③保険料の納付済期間が40年(480月)未満の方
- ④厚生年金保険などに加入していない方

また、年金の受給資格期間(原則10年以上)を満たしていない65歳以上70歳未満の方や、海外に在住する日本人で65歳未満の方も任意加入することができます。詳略は、お問い合わせください。

問合せ 国保年金課

☎029-288-3111(内線140)

水戸南年金事務所 国民年金課

☎029-227-3278

まごころ

社協善意銀行

- ▷有限会社茨城シー・ティー・ヴィー・サービス 様
地域福祉向上のため 50,000円
- ▷中妻第二自治会 様
地域福祉向上のため 6,723円
- ▷匿名
地域福祉向上のため 6,000円
- ▷匿名
地域活動支援センター活動のため 菊芋30kg

消費生活だより ⑭

光回線の契約トラブルに注意!

<事例>

現在契約している事業者を名乗って「利用している光回線を新しくする。通常は数千円かかるが今回は無料だ」と電話が掛かってきた。負担がないならよいと思い申し込んだ。

数日後、申込書が送付されてきたが、送付元は契約している事業者ではなく別会社だった。室内工事費として約3万円の記載もある。工事業者から「工事日が明後日に決まった」と連絡があった。契約先や契約内容がはっきりしないので解約したい。

(60歳代)

<ひとこと助言>

- ①光回線の電話勧誘トラブルに関する相談が依然として寄せられています。勧誘された際は、必ず事業者名やサービス名を確認し、連絡先を聞いておきましょう。
- ②光回線サービスの電話勧誘の場合、事業者は原則、契約前に書面を交付し、料金や提供の条件を説明する義務があります。事業者に書面の提出を求め、改めて電話で書面の説明を受けたいうえで必要な契約か判断しましょう。毎月の支払額やオプションの有無、解約金などについてもよく確認しましょう。
- ③必要がなかったり、説明を受けても内容が分からなかったりする場合はきっぱり断りましょう。
- ④困ったときは、お早めに消費生活センターなどにご相談ください。

☎消費者ホットライン 188

※消費生活センターの出前講座をご希望の団体等は、下記までご連絡ください。費用は無料です。

◇◆◆心配なことがありましたら、
ひとりで悩まず、ご相談ください◆◆◇

城里町消費生活センター

(城里町役場本庁舎 2階 まちづくり戦略課内)

☎029-288-3111(内線226)

相談日:月～金曜日 午前9時～午後4時